

競争参加者の資格に関する公示

浜松外（6）ユーティリティ整備等設備設計に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年4月19日

南関東防衛局長 末富 理栄

1 業務概要

(1) 業務の名称 浜松外（6）ユーティリティ整備等設備設計

(2) 業務内容 本業務は、以下の設備実施設計を行う業務である。

【浜松地区】

- ・ 構内配電線路の整備に伴う設備設計（電気）
- ・ 屋外給汽の整備に伴う設備設計（機械）
- ・ 航空燃料施設監視設備更新に伴う設備設計（電気・通信）
- ・ 車庫(RC-1 延べ面積 約54m²)新設に伴う設備設計（電気・機械・通信）

【静浜地区】

- ・ 車庫(RC-1 延べ面積 約180m²)増設に伴う設備設計（電気・機械・通信）

【御前崎地区】

- ・ コンクリート舗装新設に伴う設備設計（電気・通信）
- ・ 車庫(RC-1 延べ面積 約54m²)新設に伴う設備設計（電気・機械・通信）
- ・ 局舎(RC-1 延べ面積 約270m²)改修に伴う設備設計（電気・機械・通信）
- ・ 鉄塔(S造 約30m)新設に伴う設備設計（電気・通信）
- ・ 通信管路整備に伴う設備設計（通信）

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年6月30日まで

ただし、御前崎地区のコンクリート舗装新設及び通信管路整備については令和7年2月28日までとする。

2 申請の時期

公示日から令和6年5月7日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

なお、令和6年5月7日以降（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、開札の時までに共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（浜松外（6）ユーティリティ整備等設備設計）」（以下「申請書」という。）は、公示日から防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による場合は〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎5F南関東防衛局総務部契約課 電話045-211-7143において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、競争参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に共同体協定書(下記4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)、託送(書留郵便と同等のものに限る。)又は電子メールにより提出すること。

送付先メールアドレス：sk7018-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp

なお、申請書を郵送、託送又は電子メールにて提出後に(1)に示す交付場所へ電話により連絡するものとする。

提出場所は、(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「電気」に係る「A」の格付を受け、代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「電気」又は「機械」に係る「A」又は「B」の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ 南関東防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示（令和4年10月3日付防衛省整備計画局施設計画課長公示）4(2)に該当しないものであること。

オ その他支出負担行為担当官が必要と認めた事項

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記 3 (1) の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記 4 (1) イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記 2 及び 3 により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記 4 (1) イの決定を受けていない構成員が上記 4 (1) イ及びオの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記 4 (1) イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに上記 4 (1) イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記 6 の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 共同体の名称は、「浜松外（6）ユーティリティ整備等設備設計〇〇・〇〇共同体」とする。